

令和4年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

郭馳洋

明治・清末の哲学言説と「批評」

——井上哲次郎，大西祝，章炳麟——

課程博士（学術）博総合第1895号（令和4年4月28日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 石井剛（主査），同教授 山口輝臣，同准教授 高山大毅
同准教授 張政遠，同名誉教授 黒住真，一橋大学名誉教授 坂元ひろ子

本論文は、明治中後期の日本と清代末期の中国における哲学言説、とりわけ井上哲次郎（1855-1944）、大西祝（1864-1900）、章炳麟（1869-1936）という3名の思想に焦点を当てて、それらを「批評」というある種の言説戦略の追求という主題の下で考察したものである。この批評という概念について、本論文は戸坂潤（1900-1945）の批評論に多くを依拠しながら、感性的印象を言語へと翻訳するプロセスであると理解する。そして明治中期に大学が設立されると同時に制度化されていった哲学が、時代の政治的、社会的要請に応答を試みる中で、批評という言説スタイルを見出しながら制度の内外において論争的に展開していくさまを、井上哲次郎と大西祝それぞれの比較分析と相互交渉の過程を綿密に描述していく。さらに本論文は対象を日本（日本語）という近代国家（国語）の枠に留め置くのではなく、章炳麟が明治期の哲学言説から多くの養分を得ていたことに着目して、中国へと拡大していく。すなわち、本論文は、明治期における哲学言説のトポロジーを東アジア的地平の上に描こうとする試みであると言える。

本論文は序章と終章のほかにも9章の本文が3部構成で配置されている。以下、各章の梗概を紹介する。

第1部は第1章と第2章からなり、井上哲次郎の哲学を論じている。第1章では、井上の哲学が「現象即実在」という命題を中核として構成されているという認識をもとに、彼が分析可能な現象と不可知の対象である実在の相即性を前提にしなが、同じく実在に向かう分析的な知を働かせる宗教と哲学の類似性を論じつつ、結果として宗教を哲学的範疇としての倫理の次元へと馴化しようとしたと述べる。第2章では、井上が「大我」と「小我」という二種の主体概念を用いて個人主義を批判しながら、祖先崇拜を基調とする政治思想を形成したことを述べる。また、その際に井上が現象即実在論に依拠しながら、個体のちがいを捨象した全体としての統一を平等と称し、そのことによって、生起しつつあった社会主義に対して否定的な態度を示したことも言及される。しかし、本論文はこの大我小我論が王朝体制から近代国家への転換を模索する同時代における中国の思想家たちにも借用されて行くことをも明らかにしている。このことによって、井上の思想をただ国家主義的イデオロギーと

してみるのではなく、資本主義的近代という東アジアの諸民族が共にしていた時代条件の困難に直面した一つの例であったことが示される。

大西祝を論じた第3章から第6章までが第2部である。第3章では、近代ジャーナリズムの発展という背景の下で、大西が批評という言説の登場に関して大きな役割を果たしたのみならず、批評を彼自身の目的論的哲学の体系の中に位置づけようとしたさまが論じられる。第4章は、内村鑑三(1861-1930)のいわゆる「不敬事件」に端を発して始まった「教育と宗教の衝突」論争を中心に、井上哲次郎と大西祝の対立する思想を比較検討する。大西は国家を「人類存在の目的」実現に至る過程における倫理的機関であり、教育勅語が掲げる忠孝もかかる機関の「運転」のために必要であると理解した。第5章では、国家の問題をさらに法と制度、さらには言語と宗教の問題にまで抽象化し、表象の限界が批評の可能性の原動力を構成していることを指摘する。また、大西のかかる批評理解にはユニテリアンとしての信仰が寄与していることも明らかとされる。続く第6章は戸坂潤論であるが、大西の批評論が戸坂の批評の源流となっていたとする著者のモチーフが思想的に示されている。

第3部においては章炳麟の哲学が論述の対象となる。第7章は、唯識仏教の術語を使いながら諸子学を再解釈しようとした章炳麟が行った荀子研究が、桑木巖翼の荀子論、とりわけ正名篇に対する分析と関心を共有していたことを明らかにしている。両者は諸子学の伝統の中から独特な論理学を構想しようとした点で共通しており、章炳麟において、それは唯識仏教を媒介にして、ある種の批評の構えを獲得することになったと本章は述べる。第8章においては、章炳麟の宗教観が検討に附されるが、仏教に依拠して新しい宗教のあり方を模索しようとした章炳麟の方法が、宗教を倫理の次元へと換骨奪胎しようとした井上哲次郎に共通していることが示される。それは同時に章炳麟が井上の現象即実在論と同じ構造のもとで唯識論を解釈しようとしていたことでもありと論文は述べる。つづく第9章は、井上と章の共通性に基づきながら、言語と本体の分裂と分離によって、「名」を解放しようとする試みが章炳麟の唯識論であり、その点に章炳麟の批評性が見出されると述べる。

総じて、井上哲次郎の現象即実在論から出発した本論文は、現象と実在の相即不離な関係を前提としつつ、なおも両者の間隙を衝くような言語実践を「批評」という概念によって表そうと試みたものであると言えよう。かかる批評という地平において、井上哲次郎、大西祝、章炳麟の三者の哲学の特質をあぶり出そうとしたものであるということが出来る。本論文の優れた点として、審査委員からは以下のような意見が提出された。一、東アジアをフィールドとして行われる地域研究領域において、哲学的言説が分析の対象となること自体が少なくなりつつある昨今の趨勢のもとで、敢えて哲学的問題に正面から切り込み、日本や中国といった国家の境界を越えたスケールの大きな思想史像を描こうとした。二、近代では、初期に天人相関観が前提のようにあったが、それが消されて戦争とともに資本主義が発達する。大西や初期社会主義者は、良心・目的・進化といった考えを用いながら、その無視された地平を見出そうとしている。見落とされがちなその考えの基礎を捉えており、とても意義がある。三、「批評」が明治の学術思想史において重要な概念であったことをとりわけ大西祝に対する詳細な論述によって明らかにした。「批評」概念の哲学史への導入によって、森鷗外、三木清、中井正一などをも含む新たな哲学史叙述への期待を膨らませるものでもある。四、明治後期に見られた「煩悶

青年」などに代表される世相や、初期社会主義運動などを、豊富な資料と共に哲学言説の側から再考させるのに有効な視点を提供した。五、博士課程の限られた時間の中で、スケールの大きさに加えて、精緻なテキスト分析と先行研究の網羅的参照を実現した。六、西洋由来の批評理論が優勢を占めているという人文学研究の現状に対して、日本においては東アジアの側からもそれらに匹敵するような理論のポテンシャルが蔵されているという期待感を抱かせる。七、荒削りな面も否定しがたいが、設定されたテーマと内容が読者の更なる関心を引き起こすに足る豊かさを有している。

このように高い水準を達成した本論文であるが、一方で審査委員会ではいくつかの欠点も指摘された。まず、テーマを東アジアという地域に限定して論じることによって、例えばインドのような、本研究が本来視野に入れてしかるべき地域への目配りが欠如してしまったこと、従来の日本哲学史研究の潮流を「西田幾多郎中心主義」と呼んで単純化している上に、西田幾多郎の哲学に対する適切な参照に乏しく、立論根拠が薄弱であること、部分的な結論の中には先行研究の見解もどってしまっているところがあること、「批評」という鍵概念に関して、著者自身の理解の揺れがあるためにその使用においてしばしば意味の不整合をもたらしていること、などである。

しかし、こうした不足は本論文の価値を損なうものではなく、本論文が日本、中国、さらには東アジアから地域研究の可能性を広げるために大きな貢献を果たしていることに疑いの余地はない。ゆえに、本審査委員会は全会一致で本論文が博士（学術）の学位請求論文として合格であると認める。

寺田悠紀

Museum for Whom?

The Evolution of the Museum and 'Iranian Art' in Iran

課程博士（学術）博総合第1902号（令和4年6月23日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 大塚修（主査）、同教授 井坂理徳
同教授 加治屋健司、同特任教授 羽田正、明治大学教授 山岸智子

本論文 Museum for Whom? The Evolution of the Museum and 'Iranian Art' in Iran（ミュージアムは誰のものか？ イランにおけるミュージアムと「イラン美術」の成立と展開）は、19世紀後半から現在に至るまでのイランにおけるミュージアムの成立史を、シャー・ミュージアム（1876年創設）、古代イラン・ミュージアム（1937年創設）、テヘラン現代美術ミュージアム（1977年創設）の三つのミュージアムを軸に概観した上で、その收藏品や展示の変容の分析を通じて、権力者にとっての、また、国民国家イランにとってのミュージアムの役割を解き明かそうという意欲的な試みである。筆者が考察の対象とした時代のイランは、ガージャール朝（1796-1925）、パフラヴィー朝（1925-79）、イラン・イスラーム共和国（1979-現在）という、それぞれ性格の異なる政権の支配下にあり、本論文の考察は必然的にこれらの時代のイラン社会全体の変化にもかかわってくることになる。したがって、その学

術的貢献は、博物館学の分野に留まらず、広くイランの歴史や文化に関係する様々な分野に及ぶ。中でも、国民国家イランとそのアイデンティティの形成過程が、ミュージアムという側面から解き明かされている点は重要である。

本論文は英文で書かれ、序章と結論に加えて五つの章から構成されている。さらに、巻末付録として、「テヘラン現代美術ミュージアムの歴代館長一覧」と「テヘラン現代美術ミュージアムの主要展覧会一覧」に加えて、テヘラン現代美術ミュージアムの展示品の写真を中心に多量の図版が付されている。

序章では、問題設定が提示され、イランにおけるミュージアム概念とその制度を研究する意義について説明がなされる。その中で特に強調されるのが、既存の「西洋」と「東洋」に代表される二項対立的な物の見方を批判し、外部世界を作り出さずに世界のどの場所も故郷として認識し得る、*amphibian perspective*（両生類的視点）という新しい分析概念を用いる意義についてである。筆者は、この概念を用いることで、自己を中心に同心円状に広がる世界を把握することが可能になり、イランの権力者の世界観をより正確に理解できるようになると強調する。本論文では、随所にこの概念が登場し、鍵言葉の一つとなっている。その上で、「ミュージアムとナショナルアイデンティティ」、「博物館学」、「考古学と美術史」、「近現代美術」などの関係する諸分野の先行研究が紹介され、それらに対する本研究の位置付けが示される。

第1章：*Origins of the Museum in Iran*（イランにおけるミュージアムの起源）では、ガージャール朝支配下のイランにおいて、ヨーロッパのミュージアムという概念がどのように受容されたのかについて説明される。筆者は、ミールザー・アブターレブ・ハーン（1806没）など、ヨーロッパ訪問者によるペルシア語の日記を分析することで、ミュージアムという概念がどのようにペルシア語文献で理解されていたのかを整理する。その上で、ヨーロッパを周遊したことで知られる第4代君主ナーセロッディーン・シャー（在位 1848-96）が創設したイランにおける初のミュージアムであるシャー・ミュージアムの実態を分析し、それがヨーロッパのそれとは異なり、単純にシャーのコレクションの収集の場にすぎず、それらを保護し公開することは意図されていなかったとする。そして、そこには、シャーの自己を世界の中心に据えた世界観が反映されていると結論付ける。

第2章：*Opening of Museum of Ancient Iran*（古代イラン・ミュージアムの開館）で扱われるのは、ガージャール朝末期の20世紀初頭からパフラヴィー朝時代にかけてのナショナルミュージアム概念の受容の過程、そして古代イラン・ミュージアムの開館についてである。『イラン・ナショナルミュージアム規則』（1916年）などのペルシア語文書史料の読解から、文化遺産を保護し公開するというミュージアムの役割がこの時点でイランでも受容されていたことを明らかにする。その上で、1937年の古代イラン・ミュージアム創設の経緯とその展示品を分析し、その背景には、西洋の考古学者・美術史家の関心と、イランにおけるアーリヤ人中心主義に基づくナショナリズム政策があったと指摘する。ここには、イランが古代より連続と続いてきた文明国家であることを世界に示そうという、自己中心的な世界観が確認できるとする。

第3～5章で分析対象とされたのは、西洋に傾倒し近代化政策を推し進めていたパフラヴィー朝時

代末期に王妃ファラフにより創設された、近現代美術を収集するテヘラン現代美術ミュージアムである。筆者はこのミュージアムの分析に特に力を入れており、ここでは、文献や展示品だけではなく、ミュージアム関係者からの聞き取り調査に基づいて論が展開される。第3章:Opening of Tehran Museum of Contemporary Art (テヘラン現代美術ミュージアムの開館)では、その設立やコレクション収集の経緯について整理される。その背景には、西洋への傾倒もあったが、イランを近代的で進歩的な国家として世界の中に位置づけようという意図が確認できると指摘している。また、その特徴として、人々の生活との親和性が高いミュージアムが構想されていた点が強調される。

第4章: Tehran Museum of Contemporary Art from 1979 to 1997 (1979年から1997年のテヘラン現代美術ミュージアム)では、現代イラン史に大きな影響を及ぼすことになった、イラン・イスラーム革命とイラン・イラク戦争を経て、ミュージアムの役割や展示がいかに変化したのかについて論じられる。ここでは、政体がイラン・イスラーム共和国に変わったことで、ミュージアムの制度が再構築されたこと、また、コレクションには、革命や戦争に関する国内の作品が追加され、革命の精神が可視化されたことが指摘される。その他に、国内だけではなくパレスチナやメキシコの現代美術の企画展が催され、世界の抑圧された人々との連帯を強調する傾向も見られたという。ここからも、イスラーム革命の精神をイランから波及させようというイラン中心の世界観が読み取ることができると主張する。

第5章: Tehran Museum of Contemporary Art from 1997 to Present (1997年から現在までのテヘラン現代美術ミュージアム)は、「文明の対話」という姿勢を打ち出し、諸外国との関係の改善を目指したハータミー(在職1997-2005)の大統領就任以降の時代を扱う。政府の文化政策に大きな転換がもたらされたこの時代のミュージアムの役割や展示の分析を通じて、諸外国を、優劣をつけることなく文化的存在として認め、イランも現代の国際社会の一員であることを展示を通じて主張しているとする。

結論では、以上の各章における分析が総括され、19世紀後半から今日に至るまで、権力者が自己あるいはイランという国家を世界の中心に据え、その存在を国際社会の一員として表象するための国際舞台として、ミュージアムという概念と制度が必要であったと結ぶ。そして、パフラヴィー朝は「近代化」、イスラーム革命以降は「イスラーム」といった形で二項対立的にとらえられてしまいがちな権力者の世界観はじつはそのように単純なものではなく、同心円状に広がるものであったと指摘する。

以上のような内容の本論文に対しては、審査委員会はイラン地域研究に資するところの大きい意欲的な論文であるという点で評価の一致を見た。

まず評価すべきは、イランにおけるミュージアムの歴史について、その始まりから現在に至るまでの1世紀以上に亘る長い期間を分析対象とした点である。先行研究では、それぞれの時代のミュージアムの分析が行われてきたが、それを通時的に俯瞰するような研究はなかった。本論文において全体を考察することで示された一定の見通しは学界に対する貢献と評価できよう。

次に、分析に際して様々な史資料にあたったことも高く評価された。ペルシア語の旅行記や文書史料、そしてミュージアムのカタログから西洋の旅行家の記録など多言語の史資料に目を通し、さらに、イランのミュージアム関係者からの聞き取り調査も行っている(その中にはテヘラン現代美術ミュージアム初代館長カームラーン・ディーバーも含まれる)。また、最近公開されたテヘラン現代美術ミュ

ミュージアムのデジタルアーカイブを駆使するなど、質量ともに申し分ない材料をもとに立論されている。その成果の一つとして筆者が付録としてまとめたテヘラン現代美術ミュージアムの展示会の情報は有用性が高いもので、今後の学界において参照されるべきものとなるだろう。

最後に何より重要なのは、本論文がミュージアムを対象とする研究でありながら、現代イランの社会変化を説明し得る内容になっている点である。イランにおけるヨーロッパ文化の受容、国民国家イランの成立、パフラヴィー朝時代のイランで推し進められた官製ナショナリズム、革命後のイラン・イスラーム共和国政権などといったイラン社会の大きな変化の実相がミュージアムの事例から浮かび上がってくる。本論文の中で紹介される大小さまざまな事例の中には、今後さらに研究を深化させていけば、重要な研究課題へと発展していくであろうものもあり、今後の展開にも期待が持てる内容となっている。

その一方で、審査委員会からは幾つかの問題点が指摘された。特に指摘が集中したのが、筆者が本論文を通じて用いた「両生類的視点」という分析概念についてで、複数の視点からその概念の有用性を問う意見が出された。また、本論文の研究対象についてミュージアムの受容者の声についても分析すべきではないかという意見も出された。後半の第3～5章での分析対象がテヘラン現代美術ミュージアムの変容に限定されているが、このミュージアムだけを特に重要視する理由は何が、同時期の古代イラン・ミュージアムの変容についても分析する必要があったのではないか、という疑問も出された。しかし、これらの意見は筆者が今後研究を深化させていくための助言という性格のものであり、本論文の学術的価値を否定するものではない。

以上から、審査委員は全員一致で本論文が博士論文として十分な水準に達していると判断し、博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

丁智恵

戦後日本と〈朝鮮〉

——1945年から60年代末までの映像作品の表象を中心に——

博士(学術)第18785号(令和4年7月28日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 外村大(主査)、同教授 木宮正史
同教授 三ツ井崇、法政大学教授 高柳俊男、恵泉女学園大学名誉教授 内海愛子

本論文は、戦後日本の映像作品において、朝鮮や朝鮮人がどのように描かれて来たかに焦点を当てたものである。全体の構成は、序章と、本論の部分に当たる第1～4章、全体をまとめたうえでの考察を提示した終章で構成されている。このほかに、参考文献一覧、本論で取り上げたニュース映画を中心とする「年表(1945-1969)」、NHK、民放、劇場公開映画等での朝鮮・韓国に関連する作品を整理した「韓国・朝鮮関連映像年表(1950-90年代)」、公開されている作品リストなどについての情報を含

む「映像資料アーカイブスの現況について」が付されている。なお、各章では映像作品の情報やニュース映画の内容整理をもとにした表と、映像作品自体から取得した画像などの図も数多く挿入されている。

本論文は、序章では、戦後日本で、朝鮮や朝鮮人についてどのように記憶され、何が忘却されていたかの解明が目的であると、先行研究の整理を示す。そのうえで本研究が、映画史・メディア史・戦後日本社会史・朝鮮研究・日韓関係史・日朝関係史・在日朝鮮人史を横断する試みであり、映像を分析することの重要性を述べる。そして、本論文が1960年代までの時期を対象とし、ドキュメンタリのみならずフィクションの作品も扱うとする。これは、ドキュメンタリも一種の「虚構」の要素を含むこと、フィクションも含めてそこにおける「歴史への真摯さ」を評価することが重要であるとの説明もなされる。

これを受けた本論の第1～4章は、おおむね、時期別に論述がなされている。第1章の「自由と解放を求めて——民主主義メディアの萌芽と朝鮮」では、1940年代後半を扱う。戦後初期の民主改革が映画人の様々な活動を生み出しつつも、占領政策の中での制限があり、さらに逆コースが始まると左派系勢力への抑圧が加えられたことを描き出す。また在日朝鮮人団体系の映画社によるニュース映画制作、そこにおける祖国との結びつきやイデオロギー対立を超えようとする努力、日本人映画人の協力といった事実が紹介されている。

第2章の「新たな支配の始まり——朝鮮戦争の勃発と冷戦体制の確立」は、朝鮮戦争とその影響下の反共政策強化の時期を扱う。ここでは、メディア関係者へのレッド・パージと左派系在日朝鮮人団体への弾圧、朝鮮戦争報道規制と米国による反共プロパガンダ映画の上映などの事実とともに、そうしたなかでも在日朝鮮人の活動や朝鮮戦争の実情を伝える努力があったことが記述されている。また、北朝鮮からの映画を持ち込み上映運動が続けられたこと、日本帝国の時代の左派の日本人・朝鮮人の映画人のネットワークがそこに関係していたことも述べられている。

「差別と貧困からの脱出——北朝鮮帰国事業」という題目の第3章では、テレビでの戦争責任を扱った作品や、1959年に実現する北朝鮮帰国事業に関連した映像作品に分析が加えられる。1958年には戦犯の悲劇を扱ったテレビドラマが反響を呼び、翌年にはテレビドキュメンタリで初めて在日朝鮮人問題を扱った作品が放映されたほか、1961年には、在日朝鮮人2世の少年が殺人を犯した小松川事件や北朝鮮帰国問題を意識させるドラマも作られた。それらの分析として、朝鮮人の問題の忘却の状況から、北朝鮮帰国運動での一定の関心の高まり、しかし祖国帰国を感動的に描き差別などの問題が忘却される傾向があったことが述べられる。ただし、帰国によっても在日朝鮮人の問題は解決されないという解釈の余地を残す映像作品も一部に存在したことも指摘されている。

第4章の「愛と友情の物語——日韓基本条約と置き去りにされた植民地責任」は、1960年代の映像作品を論じている。そこではまず、戦争や植民地支配の日本人の責任には目を向けないまま、個人間の友情や家族愛等を強調した、教育映画、商業映画が作られていたことが明らかにされる一方で、在日朝鮮人の傷痍軍人を扱ったテレビドキュメンタリが日本社会への大きな問題提起となったことなどが紹介される。また、テレビでは「社会派ドラマ」で在日朝鮮人への差別を扱うケースがあったこ

と、だがそれも政治的圧力で放送中止やシリーズ打ち切りがあったことも記されている。

終章は、本論をまとめたうえで、1970年代以降についての動向を展望についても示す。そして、見えてきた研究上の学術的視座として、いくつかの点を述べている。まず、戦後における、民族を超えた越境メディア、朝鮮人のエスニックメディア、社会運動のネットワークの存在とその可能性、冷戦による途絶について記されている。加えて、商業主義とは異なる諸活動や、トランスナショナル・アーカイブの重要性、「帝国後」の責任等の論点が提示されている。

以上のような本論文は、次のような点で大きな意義を持つ。まず、これまで同時代の関係者以外には知られてこなかった多数の映像作品を発掘し、初めて学術的な検討を加えたということがある。日本や韓国での映像資料の収集、保存と公開は、近年、ようやく進展しているが、一か所で自分の関心対象の作品をすべて視聴できるわけではない。とりわけ、マイノリティである在日朝鮮人団体関係の作品を探し出すことは困難である。そうした条件のなかで、在日朝鮮人団体関係の映画をはじめ、数多くの作品を取り上げた本論文は高く評価できる。また、テレビ放送のドラマやドキュメンタリなどは、一部の例外はあるにせよ、繰り返して放映されることはほとんどなく、それを長く記憶にとどめている人は少ない。その点を考える時、在日朝鮮人問題を扱っていたテレビの「社会派ドラマ」やドキュメンタリの存在に触れその分析を提示した本論文は貴重な仕事と言えよう。また、巻末に付されている、年表や映像作品についての所在情報の表も、今後の研究の進展を助けることとなるだろう。

同時に本論文が発掘した史実、提示された分析、論点も学術的な多大な貢献となる。戦後の在日朝鮮人にかかわる歴史研究は近年、盛んになっているが、文化史、特に映画については、十分な成果が得られていない。そうしたなかにあつて、本論文は、在日朝鮮人が制作した映像作品の発掘にとどまらず、丁寧な調査により、民族団体との関係、制作に関係した人物の経歴などを明らかにしており、今後の研究の展開のうえで基礎的な情報を提供することになった。さらに、1950年代や1960年代も含めて、在日朝鮮人、朝鮮を題材とする映画やテレビ番組等に関係した人物の間に、戦前・戦中の左派系文化運動や満洲での映画活動などを基礎にしたネットワークがあることの指摘は、歴史の大きな把握としても、かつ日本帝国のいわば遺産を考えるうえでも重要である。

また、こうした人的ネットワークの存在、それをもとした越境的なメディアの活動は、現在の国境を基準としたナショナルな枠組みのもとで表現活動、民衆意識の形成を論じがちな戦後日本史のあり方に修正を迫る。そして、戦後初期から1960年代にいたるまで、在日朝鮮人の活動や朝鮮戦争の実情を記録し、差別の問題を社会に提起しようとしていた映画人やテレビ関係者の活動があったこととそれへの政治的圧力、統制の指摘も戦後日本社会、その民主主義の質、表現の自由の問題を考えるうえで重要である。

以上のように本論文の研究上の貢献、意義は大きいと認められる。ただし、審査委員会では、次のような問題点の指摘や疑問の提起もあった。

まず、本論文では、朝鮮にかかわる映像作品がかなり網羅的に取り上げられているものの、完全にすべてを論じているわけではない。もちろんそれを行うのは不可能であるが、重要であるにもかかわらず論じられていないものもある。例えば、北朝鮮に対する日本人の認識の形成においてかなり影響

をもった、1964年のドキュメンタリ映画「千里馬（チョンリマ）」や、近年発掘された、北朝鮮に帰国した人びとの状況を描いたフィルム「日本からのお客さん」などについては、分析対象としてしかるべきであったとの指摘があった。

また、分析の方法についても、いくつかの意見が提示された。歴史資料をもとにしたドラマの分析については、史実とフィクションとしての映像作品との関係をどう考えるべきかという問題がある。1958年のテレビドラマ「わたしは貝になりたい」についてはすでに論者によっては厳しい指摘もなされており、その点を踏まえた議論が必要であるとの意見が出された。さらに、一部の作品についてのヒューマニズムが強調されて脱政治化しているという評価や、今井正監督の作品の分析についても課題を残している。すなわち、商業映画や児童向け教育映画でヒューマニズムの要素が入るのは特に不思議なことではなく、より緻密にほかの要素についても注視しながら分析すべきであるし、今井正監督については、在日朝鮮人以外のマイノリティを扱った作品などとの関連も視野に入れる必要もあったという見解が提示された。このほか、映画表現の技法そのものに着目した分析や、映像作品を視聴する主体への着目や、テレビが社会において占める位置、視聴のあり方の変遷の説明などもより豊富に示すべきであったとの意見も出された。

しかし、審査委員から提示された意見や指摘は、今後、論文提出者をはじめとする研究者が取り組んでいくべき課題というべきものである。若干の不足点が認められるとしても、それらは重大な欠陥ではなく、本論文が、意義を有し、学術的貢献が大きいことは間違いない。

以上のことから、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

呉永台 幕末政治と肥後藩

課程博士（学術）博総合第1932号（令和5年2月28日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 月脚達彦（主査）、同教授 山口輝臣
同准教授 高山大毅、大東文化大学教授 久住真也、東京大学名誉教授 三谷博

呉永台氏の博士学位請求論文「幕末政治と肥後藩」は、肥後藩の幕末政治史を、文久元（一八六一）年から慶応三（一八六七）年に至る時期に限定し、中央政局への対応に焦点を当てて通時的に考察したものである。本論文は序章、第一～第九章の本論、そして終章の全十一章からなっている。その概要は、以下のとおりである。

序章では、①〈藩是〉と熊本藩の国事周旋・政治運動、②他藩との相互関係、③公議政体論の在り方の三つの分析視角が示された。特に〈藩是〉については「藩として目指すべき日本政治に対する基本方針」と定義され、とりわけ自藩と朝廷・幕府との関係を示した部分に比重を置きつつ、〈藩是〉と

国事周旋・政治運動との関連性を解明するという論文の方向性が示された。また、幕末維新期の肥後を知るための必須資料で、本稿において中心的な位置を占める史料である『改訂肥後藩国事史料』について説明がなされた。

第一章「〈藩是〉の確定」では、文久二年四月の〈藩是〉の確定について、その背景になった政治状況が述べられ、また〈藩是〉の注目すべき内容として公・武双方への忠節を掲げたことが指摘された。

第二章「中央政局への参加をめぐる」では、肥後藩では〈藩是〉に基づいて目標を共有しながらも、中央政局への参加をめぐる江戸藩邸と国許で対立が生じたことが論じられた。

第三章「中央政局への参入と国事周旋」では、文久二年七月以降に数回にわたって発せられた国事周旋を求める内勅の降下によって、肥後藩が藩主の上京、および藩主弟の良之助の先発上京を決定する経緯、また良之助の京都での言動が分析された。

第四章「諸藩連合運動の展開」では、文久三年正月から四月の藩主上京時の国事周旋と、同年後半における九州諸藩・越前との間の諸藩連合の展開が明らかにされた。

第五章「肥後兄弟と「参与諸侯」」では、文久三年八月十八日政変後の肥後兄弟（藩主弟の長岡澄之助・良之助）が上京して「参与諸侯」との関係の中で取った政治行動と、それが肥後藩の公議政体論に与えた影響が考察された。

第六章「第一次長州征討への対応」では、幕府命令が齟齬を来す中、肥後藩のそれへの対応、將軍進発を目指す政治運動、良之助の戦後構想としての公議政体論が検討された。

第七章「上洛と出府の狭間で」では、第一次長州征討後の参勤復旧の命によって生じた藩主の所在の問題（在国・出府・上京）という課題への対応が考察されるなか、幕府と朝廷の狭間でどちらを優先するかという〈藩是〉に関わるジレンマが生じたことが指摘された。

第八章「長州戦争への対応」では、長州再征期における肥後藩の対応が明らかにされるが、ここで出陣命令を相対化するなど、幕府への距離感が大きく転換したことが指摘された。

第九章「〈藩是〉の転換と幕末の終焉」では、長州戦争終結から王政復古クーデターに至るまで、肥後藩が次第に中央政局から遠ざかっていく様相が明らかにされた。そうして慶応三年十一月に改めて中央政局に対する肥後藩の立場が確定されたが、ここで〈藩是〉が変更され、忠節の対象を公・武（朝廷と幕府）ではなく、「皇国」「朝廷」へと単一化したことが指摘された。

「終章」では、各章での考察に基づいて幕末肥後藩の政治過程がまとめられ、次いで本論文の成果と今後の課題として、①幕末政治と〈藩是〉、②幕末政治と諸藩の政治意識、③幕末政治と「公議」、④幕末政治と肥後の四点が示された。

以上のような内容の本論文について、審査委員会では今日の幕末政治史の水準を踏まえた幕末肥後藩研究であること、また膨大な史料を徹底的に読み込んで独自の幕末肥後藩の政治過程の全体像を提示したことが高く評価された。さらに、本論文はその実証性もさることながら、従来の幕末の諸藩に関する個別具体的な研究が、必ずしも幕末維新史全体と結びつかないという現状を踏まえ、肥後藩の事例から幕末期における諸藩の政治動向を総合的に理解しうる概念・分析枠組を提供するという意欲的なもので、肥後藩から普遍性を取り出し、今後の諸藩比較研究の可能性を展望しようとしているこ

とも、高く評価された点である。その意義を踏まえた上で、審査委員から以下のような指摘があった。

史料について、審査委員から『改訂肥後藩国事史料』には収録史料の取捨選択がされた公刊史料集としての問題性があるのではないかと指摘、本論文では藩主の実感が薄い、それは史料の性格によることなのかとの指摘、また朝廷関係の史料の検討が不足しているとの指摘があった。

内容面について、肥後藩は他の諸藩からどのように見られていたのか、また肥後藩が幕府と距離を置き始める分岐点はいつかという指摘のほか、肥後藩の国事周旋を評価するためには戊辰戦争期まで検討する必要があることが指摘された。なお、本論文では〈藩是〉と憲法の類比が行われているが、これについては慎重であるべきだとの指摘もあった。

幕末政治史に関する大きな論点として、「衆議」と「公議」の問題、長岡良之助の慶応二年八月十八日付一橋慶喜書簡における「御根本御確定」に関する史料解釈、幕末政治における空間とコミュニケーションの問題の重要性等が指摘された。

しかしながら以上のような指摘は、本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろさらなる研究の進展を期待してのものだといえる。

以上のことから、審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位請求論文として合格と判定した。

李美愛

博物館における「負の歴史」との取り組み
——日本とドイツの地域の歴史系博物館を中心に——

博士（学術）第18823号（令和5年2月28日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 外村大（主査）、同教授 石田勇治
同教授 山口輝臣、同教授 川喜田敦子、東京学芸大学教授 君塚仁彦

「博物館における「負の歴史」との取り組み——日本とドイツの地域の歴史系博物館を中心に」という題目の本論文は、博物館において「負の歴史」がどのように扱われて来たかを日本とドイツについて比較し、考察を提示したものである。全体の構成は、序論のほか、本論として第1～8章があり、そのうえで全体をまとめたうえで考察をのべている終章が置かれている。

序論では、まず、ここで言う「負の歴史」とは、重大な過ちとして忘れてしまいたいネガティブな過去の事象であり、それを繰り返さないために反省し、克服の対象とする歴史として定義される。そのうえで、博物館史や市民社会において負の歴史がどのように考えられて来たかについての日本やドイツについての研究の状況を概観したのち、この論文の課題設定が提示される。具体的には、日本とドイツの博物館において、「負の歴史」がいつどのように取り組まれるようになったか、特に国家レベルだけでなく地域史に即した博物館について着目し、そこにおける市民の役割を明らかにすること、

そして、そのうえで、日本とドイツの類似点、相違点について説明することである。

本論では、第1部としている第1～4章が日本の博物館について焦点を当てている。第1章は近代以降の博物館制度の導入と国家イデオロギー教化のためにそれが利用されたこと、戦後には、社会教育施設として位置づけられた博物館の地方自治体レベルでの設立が増加し、現代にかかわる展示も扱われるようになった過程や日本の加害に触れる展示への批判圧力等を説明する。第2章では、戦争にかかわる博物館展示について、広島や長崎での原爆被害、沖縄における地上戦の惨禍の展示と、1970年代以降の各地での市民の間での空襲記録や戦争展、それが一部の公立の平和博物館設立に与えた影響などについて明らかにしている。第3章では平塚市博物館、岡まさはる記念長崎平和資料館、山梨平和ミュージアム、ひめゆり平和祈念資料館、南風原文化センター等を事例に、地域の博物館での戦争をめぐる展示を論じている。これらの博物館では、市民参加による戦争体験者の証言の発掘、記憶の継承が行われていることが指摘されている。第4章は、名古屋市にある、遺族会が設立運営にかかわっている愛知平和記念館、市立の歴史系博物館である名古屋市博物館、公立の平和博物館である愛知・名古屋戦争に関する資料館、市民の平和運動をもとに設立されたピースあいちの4つの博物館を取り上げる。愛知平和博物館や公立の2つの博物館では、空襲での困難や動員された兵士の犠牲などの日本民衆の被害が描かれており、日本の加害に関する展示が欠如しているのに対して、ピースあいちは侵略戦争の展開との連続のうえで戦争被害を描いていることが評価されている。そして、市民の努力で平和博物館が作られながらも、社会的コンセンサスの不在から、戦争記憶をめぐるせめぎ合いが続いているとの分析も提示されている。

第2部は、第1部で述べてきた日本の状況を踏まえて、ドイツの博物館についての「負の歴史」との取り組みについて明らかにしている。第5章は、ドイツの博物館史の概観であり、公共的な博物館の設立と各地における博物館の設立、ナチ時代における支配イデオロギー教化のための利用、戦後においては各地の大規模な歴史展示会が人気を集めたこと、1970年代後半を転機とする現代史への関心の高まり、それを重視した博物館の設立、展示の変化などが論述されている。これに続く第6章では、戦後の主に西ドイツにおける過去の克服の動きと博物館展示のあり方の変化について扱っている。戦後10数年、犠牲者としてのドイツ人を語る傾向が目立っていたが、1950年代末よりナチスのユダヤ人迫害等について扱った小規模な展示会が始まり、さらに1970年代後半からは、市民による犠牲者の歴史の発掘が展開され、これを背景に戦争犯罪にかかわる遺跡保存、関係施設の設立運営に行政が取り組むようになり、1990年代以降は、国防軍や企業のナチスの犯罪への加担等も含めて過去の克服の取り組みが展開されていったことが、この章では説明されている。第7章では、ドイツが統一された1990年代以降、過去の記憶の批判的継承を行う、想起の文化と関係する諸活動を分析対象としている。取り上げられるのは、ヴァンゼー会議記念館、各地のユダヤ人関係の博物館、ナチス強制労働ドキュメンテーションセンター、空襲や東欧からのドイツ人の「追放」関係の博物館や関連展示である。また連邦政府の文化メディア担当がこうした想起の文化の活動に重要な役割を果たしていることも指摘されている。第8章はドイツにおける地域の博物館の「負の歴史」への取り組みについて、ミュンヘンを事例に論じている。ヒトラーが活動した「運動の首都」であるミュンヘンにおいても市

立博物館、ユダヤ博物館、ナチ＝ドキュメンテーションセンターが、相互補完的に加害の歴史を想起し、ナチ時代の反省のうえでの地域の集合的記憶の構築に寄与していることがそこでは記されている。

終章では、まず、日本とドイツの類似点として、第二次大戦前の国家イデオロギー教化の場として博物館が用いられたこと、1970年代まで戦争記憶では被害者としての要素が前面にでていたこと、1980年代におけるその変化では市民の活動が重要な役割を果たしていたことが指摘される。その一方で、両者の相違点として、過去の歴史を語る際に平和を強調する日本に対して、ドイツではナチとの断絶と人権の重要性を考えさせることに力を注いでいること、民間の市民のみならず行政も「負の歴史」と向き合い公的記憶の形成と継承に取り組んでいること、そして、そのような違いの要因として、日本における過去の歴史についての社会的コンセンサスの不在、加害の歴史についての展示を批判する政治家等の存在が指摘されている。そのうえで、日本の市民による「負の歴史」の継承のための平和博物館の活動の意義への再評価を述べて、論文を締めくくっている。

以上のような本論文については、次のような点で高い評価が与えられた。まず、日本とドイツの、「負の歴史」と博物館、それに関連する動きを総合的にとらえて、まとめ上げたことが、これまでになく試みであり、大きな意義を持つと言える。そこでは、時間的には、近代以降の150年間のうち、第二次世界大戦前は、「負の歴史」の問題を扱う本論文にとってはいわば前史であるとしても、戦後の70数年を数えるわけであり、現代史としては長い時間である。その間の動きについて、本論文では、日本、ドイツの市民がそれぞれ自国の被害の強調から、他国・他民族への加害の歴史を掘り起こし、博物館の設立や展示内容の変化を生み出した過程とその背景について俯瞰的に理解できるような論述を提示している。

そこでの記述は、論文提出者がこれまで長年展開してきた調査に基づいている。調査対象となったのは、論文で使われているだけでも、日本では甲府市、長野市、名古屋市、広島市、長崎市、糸満市、南風原町など、ドイツでは、ベルリン市、フランクフルト市、ミュンヘン市、ドレスデン市、ケルン市などの博物館等であり、多くの事例を参照していることがわかる。それらの各地の博物館を訪れ、実際に展示を見たうえでの分析の提示は貴重で、論文中に挿入された博物館や関連遺跡、記念碑等の写真も豊富である。

そうした丁寧な調査とそれぞれの地域の博物館展示等の分析を示したうえで、終章で示される結論も妥当なものである。同時にそれは、博物館がどうあるべきかについての重要な問いかけとなっている。

また、「負の歴史」への取り組みを思想史や史学史ではなく、市民運動の具体的な実践に着目して描いたことも新たな研究として評価できる。これは、1970-80年代の市民社会の変化を考えるうえでも示唆を与えてくれるであろう。

以上のような本論文は、今後、日本地域研究、ドイツ地域研究のなかの、博物館学、現代史、パブリックヒストリー論、市民運動研究等に関心を持つ研究者に広く参照されるものとなると考えられる。同時に、戦争や植民地支配の歴史を発掘し、それを次世代に継承しようとしている市民運動関係者や博物館展示の実践においても、課題や今後の展開を考えるヒントを与えてくれるものとなるであろう。

このような点で、本論文の意義は高く評価できる。

しかし、その一方で、審査委員会では次のような問題点があることも述べられた。

まず、本論文では、日本とドイツの博物館の「負の歴史」をめぐる活動を詳細にまとめたが、そうした事例から導き出される分析、例えば日本では加害の歴史について公立の博物館で扱われていない、社会的コンセンサスが日本ではないといった見解などは、それほど目新しいものではない。豊富な事実とそれを俯瞰したうえで、さらに理論的な枠組みを基にして分析を深めていくことが必要であったという指摘があった。

また、国家の歴史認識についての政策や、博物館のあり方をめぐる議論も、より考察を深めるべきであったという意見もあった。この論文では、日本の現況への批判は、正しい歴史を社会的コンセンサスとして確立しそれをもとに博物館展示をするべきであるというようにも読める。だが、それは異論を排除し、そこから外れる考えを持つ者を博物館から遠ざける結果を生み出しかねない。これについては、すでに博物館研究のなかで提出されている、結論を押し付けるのではなく様々な見方を提示する博物館の役割を提唱した「フォーラムとしての博物館論」を参照し、あるいは対話空間としての博物館の役割を重視した実践を視野に入れて考察を深めるべきであるとの見解も出された。

さらに、博物館運営に従事している人びとからの聞き取りを行い、そこで得た口述資料を活用すべきであったこと、国家や社会の歴史認識の変化に従って博物館展示が変化していったというだけでなく、博物館の活動が市民社会、国家の歴史認識に影響を与えたという点を考えるべきということや、公民館等社会教育の展開との関係についても研究が必要であるという意見も出された。なお、公民館等については、市民運動が生起し、展開される基盤として重要であるという見方も提示された。

以上のほか、ドイツにおける戦時期の空襲の捉え方について、単純にナチ時代との断絶という見方が強調されているわけではないという指摘やドイツでの博物館展示などから日本の側が受けた影響についても検討する必要があるのではないかという意見も述べられた。

ただし、こうした意見や指摘はありながらも、それらは重大な欠陥ではなく、本論文が、意義を有し、学術的貢献が大きいことは間違いない。また、審査での質疑応答において、論文執筆者も指摘を踏まえてさらに研究を進展させていく展望を示した。

以上のことから、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

畔柳千明

ロシア帝国の国家事業としての北京宗教使節団（1715-1863）

課程博士（学術）博総合第1944号（令和5年3月23日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 黛秋津（主査）、同准教授 鶴見太郎
同教授 杉山清彦、同名誉教授 安岡治子、早稲田大学教授 柳澤明

約300年にわたるロシア帝国と清朝の外交関係の中で注目すべき事象の一つとして、ロシアによる宗教使節団の北京への派遣事業を挙げることができる。一般に「北京宗教使節団」と呼ばれるこの派遣事業は、ロシア側がロシア正教会の聖職者を定期的に北京に派遣し一定期間現地に常駐させるものであり、同事業は18世紀初頭のピョートル1世の時代に始まり、中華人民共和国成立後の1954年まで2世紀余りにわたって継続した。この北京宗教使節団が露清関係の中で果たした役割については、その外交的側面を中心に、先行研究においてすでに論じられているが、その宗教的・文化的役割については、歴史学と東洋学というロシアにおける学問的ディシプリンの境界の問題もあり、これまで十分に検討されてきたとは言い難い。さらに外交面に関しても、先行研究の多くは概ね個別の問題に焦点を当てるものであり、この宗教使節団の意義や役割を、時代的変遷も考慮に入れつつ多面的に検討した研究は存在しなかった。本論文は、北京宗教使節団を単なる外交使節の代替物ではなく、露清関係に独自の役割を果たしたロシアによる国家事業と位置づけ、また、18世紀初頭から19世紀半ばまでの約1世紀半という長いタイムスパンを検討することにより、従来の研究の限界を乗り越えることを試みるものである。

本論文は序章と終章の他、本論として6つの章と1つの補論から構成される。各章の内容は以下の通りである。

序章では、まず北京宗教使節団派遣の背景としてのロシアのシベリア進出と露清両国の接触の経緯が概観された後、露清関係史全般、そして19世紀後半のアドラツキーに始まる北京宗教使節団に関するロシア、欧米、中国の先行研究の検討が行われる。そして、本論で検討する主たる論点が整理され、ロシア側、清朝側の史料についての解説がなされる。

本論は三部構成となっている。第一部「宗教使節団派遣体制の確立過程」は第一章と第二章からなる。

第一章「ロシア帝国の国家事業としての北京宗教使節団の再検討」では、18世紀初頭の派遣事業開始の経緯と背景が検討される。この派遣事業は、中央政府の対清外交政策と連動し、中央政府の関与もあったものの、キャラバン商人の働きかけによりシベリア県知事とシベリア府主教が主導して開始されたこと、しかしその後第2次ミッションからこの事業は中央政府主導に移行し、以後、国家事業として行われるようになったことが明らかにされる。

第二章「北京宗教使節団の人員と派遣形態」では、18世紀初頭から19世紀後半までの、各ミッションにおける聖職者、学生、その他の人員構成の変化、そして外務参議会・外務省の北京宗教使節団派遣事業への関与についての詳細な分析を通じて、19世紀前半に外務省の本事業への介入が強化され、北京に在外公館が設置される1860年代までそうした外務省主導による派遣が行われたことが提示される。

第二部「19世紀初頭の北京宗教使節団とキリスト教」は第三章と第四章からなる。

第三章「北京宗教使節団に対するカトリックの中国伝道の影響」では、清における西欧のカトリック伝道が北京宗教使節団の活動に与えた影響が、二つの事例から検討される。章の前半では、1805年

のアデオダート事件関連の文書や1840年のパーマストン書簡を具体例として、清の依頼により西欧側の文書の翻訳を北京宗教使節団の団員が担い、限定的ながら使節団が清の対カトリック・対西欧政策に関与したこと、そして後半では、第9次ミッションの団長を務め、ロシアにおける中国研究の嚆矢と見なされる修道士イアキンフ（ビチューリン）は、儒教を「賢者の宗教」と捉え、ロシア正教との比較を試みるユニークな解釈をもちつつ、他方、その儒教研究の中にはイエズス会の儒教理解の影響も見られることが明らかにされる。

第四章「北京における正教伝道の諸問題——アルバジン学校小史（1822-1863）」では、北京宗教使節団の主たる伝道対象である「アルバジン人」と呼ばれる、清側に帰順したコサックとその子孫への教育のために使節団が開設した学校の実態が、一次史料に基づき実証的に跡付けられ、その教育の中に見られるカトリック伝道の影響、1830年代以降の正教教育の強化、外務省の関与の拡大などの問題が指摘される。

第三部「19世紀中葉の北京宗教使節団と外交」は第五章と第六章からなる。

第五章「北京宗教使節団を通じたロシアの対清外交——アヘン戦争直前期の「随行官」を中心に」では、使節団に同行する官僚である「随行官」として1830-40年代に北京に滞在したラドゥイジェンスキーとリュビーモフの二人の報告書の分析を通じて、1830年頃以降、現地の情報収集に関する随行官の重要性の高まりが明らかにされ、その背景として、1819年の外務省アジア局設置以降、外務省による北京宗教使節団への影響力の増大が見られたことが指摘される。

第六章「国家事業としての北京宗教使節団の終焉」では、1860年の北京条約の前後に北京に滞在した北京宗教使節団団長の掌院グリイ（カルポフ）の外交的役割に焦点が当てられ、1861年のロシア公使館開設や清における総理衙門の設置という露清外交の変化の中で、外務省により北京宗教使節団の役割が縮小される過程が提示される。

補論「中国における正教伝道構想——『東教宗鑑』（1860）を読む」では、第六章で言及したグリイが、正教伝道のために漢語で出版した、キリスト教指南書である『東教宗鑑』のテキストの詳細な分析を通じて、聖書翻訳の問題が論じられ、彼の伝道構想の一面が示される。

そして終章では、本論文の検討対象時期以降の北京宗教使節団の概要、本論の内容の総括と論文の意義、そして、今後の課題と展望が提示される。

本論文の最大の学術的意義は、従来の先行研究では、北京宗教使節団に関する限られた個々のトピックについて考察がなされてきたのに対し、本論文はこの問題を外交、宗教、文化など多様な角度から分析し、同事業の全体像を提示した点にあると考えられる。このような成果が得られた要因として、著者がロシア語史料のみならず、漢文史料、そして一部満文史料をも使用するなど、複数言語の多様な史料に依拠し、きわめて実証的な分析を行ったことが挙げられる。ロシア側と清側の双方の一次史料に基づく先行研究はわずかであり、その意味でも本論文は貴重な研究と行うことができよう。また、1世紀半にわたる長いタイムスパンを設定し、使節団の役割や意義の時代的な変化を浮び上がらせたことも重要な学術的意義を有する。とりわけ、本論文の第三部で論じられるように、露清外交の転機と見なされる1850-60年代における北京宗教使節団の外交的役割の変化を具体的に明らかにしたこと

は、重要な成果と見なし得る。その他、個別のテーマに関しても、第一章で論じられる、シベリアの地方当局と府主教らの主導により開始された使節団事業の国家事業への転換過程や、第四章で提示されるアルバジン人学校の実態など、本論文は先行研究の手薄な部分を埋めることに成功している。

このように、北京宗教使節団事業を多面的かつ包括的に分析してその全容を提示する本論文は、今後、本邦のみならず世界的にも、このテーマに関して参照されるべき文献であると高く評価することができる。

こうした評価の一方で、審査委員からはいくつかの問題点の指摘もあった。例えば、第三章の前半部と後半部の論点が必ずしも一致しておらず、章としての意図がわかりにくいこと、北京宗教使節団事業の、ロシアの国内政策および対外政策全般との関わりや位置づけが十分とらえられていないこと、漢文と満文史料の読解に一部誤りがあること、などである。しかしながら、これらの指摘は決して本論文の学術的価値を否定するものではなく、今後論文提出者がさらに研究を発展させる上で補うべき問題点の指摘である。これらの審査委員の指摘に対し、論文提出者は今後の課題にとしてそれらを真摯に受け止めつつ、現時点での考えや展望を明快に述べ、また必要な補足説明をしっかりと行った。

以上のことから審査委員は全員一致で、本論文が博士論文として十分な水準に達するものと判断した。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。

早川英明

A Struggle against Sectarianism

: Mahdi Amel and the Lebanese Civil War

課程博士（学術）博総合第1945号（令和5年3月23日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 井坂理徳（主査）、同准教授 鶴見太郎

同特任准教授 鈴木啓之、千葉大学教授 酒井啓子、東京外国語大学教授 黒木英充

本論文は、レバノンのマルクス主義知識人マフディー・アーメル（1936-87）の宗派主義に関する思想を、レバノン内戦という歴史的な文脈を踏まえながら分析し、その理論的な意義を明らかにしたものである。近現代のレバノンで「宗派」が重要な社会単位としてみなされてきたことは、国家権力が宗派ごとに分配されていることや、結婚、離婚、相続などを規定する身分法が宗派ごとに定められていることなどから明らかである。このような宗派にまつわる現象は「宗派主義」と呼ばれ、これを克服するために様々な政治家や知識人たちが議論を重ねてきた。本論文は、アーメルがマルクス主義の立場から、この「宗派主義」をどのように理解し、同時代の思想家たちとの間でいかなる議論を展開してきたのかを、彼の残した多数の著作や、共産党の機関紙などをもとに論じたものである。

論文の構成は序章、終章のほか5つの章からなる。まず序章では、宗派主義の定義をめぐる今日の

議論や、宗派主義を扱った主要な研究をまとめたうえで、本論文でアメルを取り上げることの意義を示す。さらにアメルの思想、とりわけ彼の宗派主義論に関する先行研究を整理し、彼の宗派主義に関する議論をレバノン内戦をめぐる状況や共産党の政治路線との関係を踏まえつつ分析する試みは、これまでなされてこなかったことを指摘する。

続く第1章は、アメルがどのような政治的状况のもとで宗派主義に関する議論を展開したのかを明らかにするために、近代以降のレバノンの政治過程を概観する。とりわけ1975年から90年にかけてのレバノン内戦の経緯や、内戦に対する共産党の立場が詳しく論じられ、2章以下でアメルの政治思想を分析するための背景説明となっている。

第2章はまず冒頭で、アメルの生涯、及び彼の思想形成過程や著作活動を概観しながら、彼の革命思想の全体像のなかで宗派主義をめぐる議論がいかなる位置を占めているのかを示す。そのうえで、アメルの宗派主義論の特徴を以下の3点に分けて論じている。1点目としては、彼が宗派主義をあくまで政治の問題として捉えたことが指摘される。アメルは宗派主義を、ブルジョワジーが宗派の代表として振る舞うことでその支配を維持するための政治体制として定義している。2点目としては、宗派主義を本質的、あるいは原初的なものとして捉える見方を強く批判する彼の姿勢が明らかにされる。最後に3点目として、アメルが宗派主義に対する闘争を階級闘争、反植民地主義闘争として位置づけたことが示される。

第3章は内戦期の前半において、アメルを含む共産主義知識人の間で、宗派主義めぐりどのような議論が展開されたのかを詳細に追っている。宗派主義をあくまで政治問題として定義するアメルに対して、共産主義を支持する他の知識人たちからは、これを社会問題として捉える見方も出されていた。しかしながらアメルはこれらの見解を批判し、自らの宗派主義の定義の正当性を主張する。宗派主義を政治の観点から捉えるアメルの姿勢は、身分法などの宗派にかかわる社会問題を軽視する傾向にもつながっていくことになる。

第4章はアメルの宗派主義理解における反本質主義／反原初主義的側面に焦点を当てている。アメルは宗派主義ばかりでなく、「宗派」についても資本主義以降に構築されたものとして論じており、その反本質主義／反原初主義的な立場は徹底したものであった。ここではこのような彼の議論に対して寄せられた批判にも言及しながら、彼の宗派主義についての解釈の限界をも論じている。そのうえで、宗派主義を定義すること自体がイデオロギー的実践であることを示した彼の理論は、今日においても意義をもつものであると結ばれている。

第5章は、1982年以降に宗派間暴動が激化するなかで、宗派主義的な志向をもつ勢力との同盟関係や宗派主義への対応をめぐる、共産党やアメルが模索していた様子に焦点を当てる。アメルは内戦をめぐる現実の状況に対応しつつも、宗派主義への批判的態度を貫き、宗派主義を本質的なものとして捉える見方を否定しつづけた。

結論では本論文の内容が総括されている。そのうえで、アメルの思想は、宗派主義という言葉のイデオロギー性を明らかにし、宗派主義や宗派に対する反本質主義的な理解を示した点で、今日の我々の宗派主義理解に対しても重要な示唆を与えうるものであると結論づけている。

以上のように本論文は、マフディー・アーメルの宗派主義論を彼の著作や共産党関連の豊富な史料をもとに詳細に分析し、その特徴や意義を明らかにした点で、優れたアーメル研究であると同時に、レバノン政治思想史研究にも大きく貢献するものとなっている。アラビア語で書かれた彼の難解な著作の数々を丁寧に読み解きつつ、同時代のレバノンの歴史的な脈を踏まえながら、彼の思想の特徴やその意義を明らかにしたことは高い評価に値する。また本論文は、アーメルの思想とレバノンの政治的背景との間の複雑な関係をわかりやすく提示するために、論文の構成上でも様々な工夫がなされている。レバノン政治を理解するうえで宗派主義に対する理解は不可欠であり、マルクス主義者としてのアーメルの目に映った宗派主義のあり方を捉えた本研究は、レバノン近現代史を理解するうえでも様々な示唆を与えるものとなっている。なお、本論文は英語で執筆されており、今後、この成果は国際的にも発信されていくことが期待される。

他方で、審査員からはいくつかの課題も指摘された。まず、今日アーメルを取り上げることの意義や、彼の思想がその後の宗派主義をめぐる議論のなかでどのように扱われてきたのかを、より明確に示す必要性が指摘された。さらに、中東の政治思想のなかでの位置づけや、共産主義思想のなかでの位置づけなど、彼の思想をより広い視野から相対化することも課題として挙げられた。また、ナショナリズム論、エスニシティ論と本研究との関係についての言及がなかった点も指摘された。アーメルのマルクス主義がいかなるものであったのかについても、さらに掘り下げられる部分があったと思われる。今回の論文には用いることのできなかった関係者への聞き取り調査の成果などを取り入れることで、アーメルの思想やその発信のしかたについて、別の側面を引き出すこともできたであろう。

しかしながら、これらの点はいずれも、本論文の学術的意義や質の高さを損なうものではなく、今後の研究へとつながる課題として提示されたものである。以上のことから、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

保井啓志

現代イスラエルにおける権利をめぐる政治とナショナリズム
——性的少数者の権利と動物の権利の比較分析——

課程博士（学術）博総合第1947号（令和5年3月23日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 鶴見太郎（主査）、同教授 井坂理穂
同教授 清水晶子、神戸大学教授 土佐弘之、上智大学教授 辻上奈美江

本論文は、現代イスラエルにおいて今世紀に入ってから興隆してきた性的少数者の権利をめぐる政治と、動物の権利をめぐる政治、とりわけヴィーガニズムの二つを取り上げ、それらが現在のイスラエルのナショナリズムといかに結びついているかを論じた研究である。二部構成を取り、第一部で性的少数者の運動を、それと相似形をなす動物の権利運動の展開を第二部で取り上げ、そこから、

両者に通底するイスラエルのナショナリズムであるシオニズムが、そもそもなぜこれらの先進的な運動と結びつくのかを、行政や運動団体に関する文献調査と運動家に対するインタビュー調査を組み合わせて考察していく。調査は主に英語とヘブライ語でなされた。

第一章は、SOGI（性的指向、性自認）をめぐる政治を経済とのかかわりから論じた。イスラエルの新自由主義的経済発展の中心地として成長したテル・アヴィヴ市では、市の高熟練労働者や教育水準の高い人材の確保の観点から、多元主義を前面に押し出した政策が推進されてきた。そこで性的少数者らは、理想的なマイノリティであると見做された。これを主導したのが、性的少数者の権利運動に携わる団体出身の、いわゆる「当事者議員」であった。市の側でも、2008年のLGBTセンターの設立以降運動への積極的な後援と関与を行いながら、市のブランディングにそれを積極的に活用するなど、相互利益が見出されていった。

第二章は、SOGIをめぐる政治を近年の対テロ戦争をめぐる政治的状況とのかかわりから論じた。特に2010年代以降積極的にSOGIの問題について発言した右派政治家ベンヤミン・ネタニヤフやアミール・オハナらは、パレスチナやその背後のイスラーム社会を性的少数者、とりわけ同性愛者の抑圧と対置する形でイスラエルを中東で唯一の民主主義的でリベラルな国家として位置付け、対テロ戦争に対する強硬的な政策を正当化するという点で、ホモナショナリズム、すなわちホモフォビアに対抗して同性愛者を包含する自らの優位性を訴えるタイプのナショナリズムの枠組に合致していくことになった。

第三章は、以上をシオニズムの思想的系譜とのかかわりから論じた。ヨーロッパのユダヤ人は、反ユダヤ主義的表象のなかで国家を持つのにふさわしくない墮落して女性的でよなよしたクィアな存在であると見なされてきた。シオニストらはこの不名誉なレッテルに対し、それを跳ね返すような、身体的に強くたくましいユダヤ人を創出し、傷つけられた男性性を「回復」することを目指していた。こうしたクィアに対する否定的な位置づけにもかかわらず、シオニズムのもう一つの面である弱者に対する迫害からの回復という言説によって、同性愛者の人権の回復と弱さの包摂という論理が紡ぎだされる。このような両義性を、本研究はシオニズムに由来するイスラエルの固有性と捉える。

第四章は、動物の政治を経済とのかかわりから論じる。テル・アヴィヴを中心に発展したヴィーガニズムについて、肉食と動物の置かれた現状への批判が削ぎ落され、無害化され、個人の選択の問題に落とし込まれることで、新自由主義的な価値観と上手く合致する形で進行していることを確認した。さらに、そこでは、ヴィーガニズムは食の分野におけるスタートアップというイスラエル経済にとっての成長のカギと位置付けられていることが明らかとなった。

第五章は、動物の政治を近年の対テロ戦争をめぐる政治的状況とのかかわりから論じた。近年のこのブームを牽引してきた活動家及び動物の権利の擁護に積極的な人々の言説と、当事者らへのインタビューの分析によって明らかになったのは、ヴィーガニズムがイスラエルの国家の優位性の言説に接続していることである。「ヴィーガン・ナショナリズム」と呼ばれうるこの言説は、動物の権利に関して高い水準を保つ自国の倫理性を喧伝すると同時に、「対テロ戦争」において、「テロリスト」を野蛮

で後進的、倫理観に欠如した非人間であることを暗示する言説の集合体である。なお、この枠組のなかでは、ヴィーガンらは肉食者と変わらず任務に就く限りにおいて選択的・例外的に歓迎されるある種のマイノリティとして包摂されている。

第六章は、動物をめぐる政治をシオニズムの思想的系譜とのかかわりから論じた。シオニズムにおいては、動物性と動物の形象が最終的に棄却されるべきユダヤ人の弱さや道徳的墮落、精神性といった要素に強く結びつけられていた。ヴィーガンは身体的には十全な身体を有さない「弱い」身体と見なされ、ユダヤ人が経験した苦い歴史を「二度と繰り返さない」ためには、望ましいシオニズムの主体である肉食者並みの働きが求められる。一方で、精神・倫理的な次元においては、ヴィーガンらは、イスラエルの倫理的な優位性を証明する存在である。そこでは動物の苦しみとユダヤ人の被害者性が重ねられ、テロリストは倫理的に劣位な存在とされるのである。

終章は、比較を通じて本論文で明らかになった、性の政治と動物の政治の極めて顕著な類似性を指摘した。すなわち、新自由主義との結合、「対テロ戦争」の文脈でのイスラエルの倫理的優位性の喧伝、および、西欧的なものに比肩しようとする志向性とともな、そこにおいて弱者となる者を掬い取ろうとする、シオニズムの両義的性格との連関である。

審査会においては、以上の成果に対して様々な評価の声が寄せられた。まず、クイア研究と動物研究の二つを架橋したことが特筆に値し、また、それらが顕著なイスラエルに関して分析を進めたことは、実証研究としてもきわめて高いオリジナリティを持つ研究であると評価することができる。性的少数者に関して、イスラエルがホモナショナリズムの方向に向かったのに対して、しばしば非西洋圏として比較される日本では現状そうならないことを考える際の手がかりを提供するなど、非西洋圏に関する研究全般への貢献も認められた。

シオニズム研究としては、その系譜の現在形を示すものとして興味深く、イスラエル・パレスチナ紛争やいわゆる対テロ戦争の一つの効果を示す事例としては、生殺与奪の暴力を基礎とする主権的権力についての言及が望まれるものの、国際関係論の観点からも重要な事例を提供したものとして評価される。論理展開も、第六章において、シオニズムにおける精神性の強調に関して動物のメタファーを用いる必然性に若干の疑問がある以外には非常によく整理されており、ヘブライ語テキストの翻訳について一点だけ誤訳が指摘されたほかは読みやすい文章で構成され、門外漢にもわかりやすく丁寧な記述がなされている。用語集なども付され、領域横断的な研究ゆえの工夫が随所にみられる。

その一方で、いくつかの不足点と、今後の課題、あるいは、この研究の発展可能性について、審査会では様々な意見が付された。

まず、不足点としては、倫理に関わる問題を多く扱っている以上、安易な説明に陥らない範囲で、定番の規範、とりわけユダヤ教の規範との関係性についてはさらに説明が必要である。本論文では(超)正統派ユダヤ教徒の側の見解が登場しておらず、キリスト教圏やイスラーム教圏で必ず問題となる宗教との緊張関係が不明なままとなっている。関連して、ユダヤ教はコミュニティを形成する宗教であるが、やはりコミュニティが重要になる性的少数者やヴィーガンに関して、その次元での関係を探る

ことが求められた。本論文は、対外的なアピールとして権利保護言説が利用される側面を強調しているが、このような内部への視点という意味ではそれにとどまらない可能性も指摘された。ユダヤ人内部の多様性を前提とし、その保護を企図するのもシオニズムの一つの系譜であることから、シオニスト社会内部向けの規範の確認という意味合いも考えられるからである。

また、倫理に関連して、再生産との関連についてもさらなる検証が必要である。イスラエルでも論争となっており、論文でも若干の言及がある代理母の問題や、アラブ系市民の人口増加率への対抗の問題などが、性的少数者に対して関連づけられる可能性があるためである。

シオニズムとの関連でキーワードとなった両義性についても、シオニズムが内包する犠牲者性への意識が、性的少数者や動物などの弱者を包摂する方向に働くとする点について、むしろ、犠牲者性が攻撃性に転化する局面もあるのではないかと疑問が呈された。というのも、世界的に、特にいわゆるトランプ現象以降、それまで強者と考えられてきた側が犠牲者としてふるまい、マイノリティを攻撃するようになったことが、性的少数者の世界でも広く見られるからである。保井氏によると、現在のイスラエルでもこうした傾向は見られることがあり、2020年前後の状況についてはさらなる検証が必要とされる。

この点に関連して、ナショナリズムにおいても犠牲者ナショナリズムの問題が昨今脚光を浴びている。イスラエルの事例は例外的ではなく、本論文の主張とは逆に、むしろイスラエルの固有性のありかが見えにくくなっているともいえ、固有性を強調するためには、さらに精緻な議論が必要になるだろう。

イスラエルの固有性を見出していくためには、性的少数者の権利運動と動物の権利運動（あるいはヴィーガン運動）がともにイスラエルにおいて同様の展開を遂げながら、諸外国と比べて顕著であるのはなぜかという問いを立てたうえで、イスラエルがどのようなレジームであるのかを、新自由主義という時代思潮以外の点でも明らかにする必要があることも提起された。

以上に言及したものの多くは、欠点や不足というべきものではほとんどなく、むしろ本論文が新たな地平を切り開いたことにより初めて生まれた問いである。上記問いに対して簡潔かつ誠実に応答がなされ、いずれも本論文が掲げたテーマに関する保井氏の深い知識と洞察を示すものだった。以上により、審査員一同、本論文が博士（学術）の学位請求論文として十分に合格に値すると判断した。